証券コード　7277
平成30年６月５日

株　主　各　位

東京都町田市南成瀬四丁目21番地１
株　式　会　社　Ｔ　Ｂ　Ｋ
取締役社長　　岸　　高　明

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月20日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月21日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都町田市原町田三丁目２番９号
ベストウェスタン　レンブラントホテル東京町田
地下１階　珊瑚の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第82期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第82期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源の節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tbk-jp.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tbk-jp.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調で推移しました。なかでも、当社グループが注力するアジア経済は、中国における経済政策や、世界的な景気回復を背景に持ち直しが続きました。

わが国の経済は、経済・金融政策、輸出の回復などに支えられ、企業収益や雇用・所得環境の改善が進むなど、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの関連するトラック製造業界では、国内においては、普通トラック（積載量４トン以上）の需要は、排ガス規制強化に伴う駆け込み需要の反動減が年度後半より顕在化したことにより、前年度を下回ったものの、引き続き高い水準となりました。

一方、海外では、一部資源国向けにおいて需要が低調であったものの、先進国経済や中国経済の回復が周辺国に広がり、堅調に推移しました。

建設・産業機械業界においても、海外を中心に、回復基調が続きました。

また、世界的な環境意識の高まりから、エンジン関連部品などの商権が伸長しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、513億53百万円（前年度比10.1%増）となりました。これは、中国におけるブレーキ摩擦材、及び米国並びにインドのポンプ製品など、海外を中心とした商権の伸長によるものです。また、国内においては、エンジン関連部品やポンプ製品が好調に推移しました。

損益面につきましては、海外事業の伸長に伴う競争の激化や材料市況の高騰などに加え、海外新工場の稼働の開始、生産遅延や品質に起因した歩留まりの低下などの減益要因がありました。一方、海外を中心とした売上高の拡大及び「ふくしま産業復興企業立地補助金」の受給に伴う圧縮記帳により減価償却費が減少したことなどが増益要因となり、営業利益は18億97百万円（前年度比4.3%増）となりました。

経常利益につきましては、好調な中国合弁事業により、持分法による投資利益が増加した結果、21億56百万円（前年度比19.8%増）となりました。

また、タイ及びインドに所有していた旧工場の売却により、固定資産売却益として11億69百万円を特別利益に計上する一方で、ブレーキ摩擦材の生産を分散化する目的で設立したTBK TECHNOLOGY(THAILAND)CO., LTD. について、事業の黒字化が見込めないと判断し、事業の休止を決定したことから、事業再編損として３億33百万円を特別損失に計上するとともに、連結子会社であるティービーアール株式会社が保有する土地について、市場価格の下落による減損の兆候が認められたことにより、将来の回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ることから、減損損失として11億70百万円を特別損失に計上しました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は10億33百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失82百万円）となりました。

このような経営状況の中、当社グループでは、納期及び品質の安定化に取り組むとともに、原価の低減や生産性の向上などに努め、基礎的収益力の回復に注力しました。

また、新規商権の獲得を目指した製品展開として、車体の軽量化に貢献できる軽量化ブレーキを新規に投入並びに拡販するとともに、回生技術を活用した発進補助システムの開発を進めました。

さらに、トラックなど既存分野以外に向けた製品開発に取り組みました。

今後も成長が見込める海外市場においては、引き続きアジアを中心に事業の拡大に努めました。

企業集団の売上概況

セグメントの名称			当連結会計年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	前年度比
			百万円	%
自動車部品等製造事業	日　本	ブレーキ	16,759	0.2
		エンジンコンポーネント他	15,322	8.8
		小計	32,081	4.1
	アジア	ブレーキ	4,905	58.3
		エンジンコンポーネント他	12,150	11.3
		小計	17,055	21.7
	北　米	ブレーキ	―	―
		エンジンコンポーネント他	2,217	50.1
		小計	2,217	50.1
合計			51,353	10.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は34億37百万円となりました。

大型投資は一巡し、タイ・中国を中心とした受注拡大に伴う生産増強投資、国内における品質向上、生産合理化投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中は、旧工場跡地の土地及び建物の売却資金を元手に有利子負債の圧縮に努め、財務体質の改善を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成30年２月１日付で木村可鍛株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 79 期 平成27年３月期	第 80 期 平成28年３月期	第 81 期 平成29年３月期	第 82 期 (当連結会計年度) 平成30年３月期
売上高（百万円）	47,058	47,086	46,640	51,353
経常利益（百万円）	2,870	1,150	1,799	2,156
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	2,152	633	△82	1,033
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	73.40	21.60	△2.80	35.23
総資産（百万円）	61,399	63,349	57,443	56,486
純資産（百万円）	32,079	29,819	29,851	30,959

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
東京精工株式会社	300百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
ティービーアール株式会社	375百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ部品、エンジン関連部品の製造販売
木村可鍛株式会社	95百万円	100.0%	ダクタイル鋳鉄品、可鍛鋳鉄品、ねずみ鋳鉄品の製造販売
ティービーケイ販売株式会社	160百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、ポンプ部品の販売
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	243百万バーツ	94.8% (5.6%)	ブレーキ、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
TBK TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.	162百万バーツ	100.0% (40.0%)	ブレーキライニングの製造販売
TBK India Private Ltd.	288百万ルピー	80.0% (20.0%)	ポンプの製造販売
TBK America, Inc.	14百万USドル	100.0%	ポンプの製造販売
Full Win Developments Ltd.	15百万香港ドル	80.0%	ブレーキライニングの販売
Qiaotou TBK Co., Ltd.	13百万香港ドル	100.0% (100.0%)	ブレーキライニングの製造販売
Chang'an TBK Co., Ltd.	8百万香港ドル	100.0% (100.0%)	ブレーキライニングの製造販売
TBK China Co., Ltd.	10百万香港ドル	100.0% (100.0%)	ポンプの製造販売
Changchun TBK SHILI Auto Parts Co., Ltd.	38百万人民元	100.0%	ブレーキライニングの製造販売
(持分法適用関連会社)			
Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.	98百万人民元	40.0%	ブレーキの製造販売

(注) 1．出資比率の（ ）内は間接所有割合であります。

2．平成30年２月１日付で木村可鍛株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3．TBK TECHNOLOGY(THAILAND) CO., LTD. は設立以来、本格稼働に向けて立ち上げをしてまいりましたが、業績が低迷し、今後の業績回復の見込みも不透明なことから、平成30年３月27日開催の取締役会において、事業の休止（平成30年９月28日予定）を決議いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは「お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する」を経営理念に掲げ、トラック製造業界、建設・産業機械業界をはじめ、実際に商用車や産業用機械を運転されるお客様の立場に立ち、ニーズを先取りした提案型の製品開発、設計、生産を行うとともに、製品の安全性を高め、しっかりとした品質が保証できるものづくりに真摯に取り組み、社会にとって必要な企業であり続けることが、株主の皆様をはじめ、当社を取り巻くすべてのステークホルダーにとって、真の企業価値の向上をもたらすものと考えております。

このような企業を実現するためには、持続可能な成長と安定した収益基盤の維持強化が必要であるとの認識に立ち、当社グループでは「第13次中期経営計画」を策定し、実行しております。

第13次中期経営計画では、中長期的に国内市場の成長鈍化、お客様の海外生産シフト、アジアを中心とした新興国市場の成長が見込まれる中、「売上高の拡大」、「グローバル競争力の強化」、「グローバル人材の育成」、「企業の信頼性の確立」を経営方針に掲げ、さらなる競争力の強化とともに、業績の拡大と企業価値の向上を目指しております。

① 売上高の拡大

中長期的に国内市場の成長が鈍化する一方、アジアを中心とした海外市場の成長が続くと見込まれる中、収益基盤の拡大を実現するため積極的な受注活動に取り組んでおります。

特にアジアでは、これまでの中国・タイを中心とした受注活動に加え、インドにおいても、現地企業への技術支援を通じた、新たな事業展開を図っております。

また、世界的に環境意識が高まる中、省エネポンプ、軽量化ブレーキ、電動ポンプや、回生技術を活用した発進補助システムなど、省エネ環境対応商品の開発・受注活動にも取り組んでおります。

② グローバル競争力の強化

国内事業については、市場の成長が鈍化する中、引き続き生産合理化に努め、競争力の維持・強化に取り組んでまいります。

一方、海外事業の拡大に伴い、海外における生産技術・品質管理体制を強化するとともに、IoTの活用など、ものづくりの強化に取り組んでまいります。

また、本社機能の拡充によるグローバル対応・海外事業リスク管理などの強化に努めてまいります。

③ グローバル人材の育成

企業の競争力の源泉は人材であるとの認識の下、グローバル戦略を支える人材の確保・育成が必要と認識しております。このため、国内工場をマザー工場と位置付け、製品や品質、技能など「ものづくり教育」を担うとともに、海外の技能実習生を受け入れるなど、当社グループの技術力向上に努めてまいります。また、次世代の経営幹部の育成を目的とした選抜教育、若手社員を海外に積極的に派遣する海外トレーニー制度を活用した人材の育成などにも取り組んでまいります。

④ 企業の信頼性の確立

コンプライアンス及びリスクマネジメントなどを基礎とした社会・環境と調和のとれた事業活動を行うことにより、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持向上させるとともに、社会の持続的な発展に貢献し、企業の社会的責任を果たせるよう努めてまいります。

以上の方針の下、平成31年３月期につきましては、第13次中期経営計画最終年度の目標である連結売上高550億円、同経常利益率８％に一歩でも近づけるよう、より一層、業容の拡大に注力してまいります。

このため、当社グループの原点である経営理念「お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する」にいまいちど立ち返り、海外を中心とした積極的な受注活動に加え、品質の安定化、原価の低減、納期の管理の徹底などの諸施策に取り組み、早期の収益力の回復を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

各種自動車用・産業機械用のブレーキ、水ポンプ・油ポンプ・電動ポンプ、エンジン関連部品の製造販売。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都町田市
福島工場	福島県石川郡玉川村

② 子会社

東京精工株式会社	福島県石川郡玉川村
ティービーアール株式会社	山形県鶴岡市
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	タイ国チョンブリ県

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,999（774）名	115（79）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の年度末人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
375（142）名	△7（△11）名	39.6歳	12.5年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の年度末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,216百万円
株式会社横浜銀行	2,236
株式会社みずほ銀行	1,539

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　76,000,000株
② 発行済株式の総数　29,424,635株
③ 株主数　15,880名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
いすゞ自動車株式会社	2,798千株	9.54%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,800	6.14
朝日生命保険相互会社	1,610	5.49
株式会社三井住友銀行	1,423	4.85
株式会社横浜銀行	1,423	4.85
三菱重工エンジン＆ターボチャージャ株式会社	1,341	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,134	3.87
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	932	3.18
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	674	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	642	2.19

（注）　持株比率は自己株式（97,999株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年３月31日現在）
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
岸　　高明	取締役社長 （代表取締役）	
片山博照	取締役常務執行役員 海外事業・開発部門統括	
山田健次	取締役常務執行役員 企画・管理部門統括	
小豆畑　　智	取締役執行役員 国内・海外営業 部門・生産管理部担当	
佐藤　　勉	取締役執行役員 国内・海外工場統括 国内・海外技術部門統括 福島工場長、製造部長 国内・海外品質部門担当 生産準備室担当	
髙橋　　浩	取締役	
山崎正之	取締役	
福本啓介	常勤監査役	
松本充功	監査役	菱信データ株式会社代表取締役社長
大塚啓一	監査役	大塚公認会計士事務所代表

（注）１．取締役髙橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役福本啓介氏並びに監査役松本充功氏及び大塚啓一氏は、社外監査役であります。
３．監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見の事実
監査役大塚啓一氏は、昭和57年８月に公認会計士登録をし、長年監査法人にて監査実務に携わるとともに代表社員を務められ、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
４．平成29年６月22日開催の第81回定時株主総会において、取締役佐藤勉氏が新たに選任され、就任いたしました。
５．当社は、取締役髙橋浩氏及び山崎正之氏並びに監査役福本啓介氏、松本充功氏及び大塚啓一氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．監査役松本充功氏は、平成30年４月１日付で菱信データ株式会社代表取締役会長に就任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	合　計
取　締　役	7名	171百万円
監　査　役	3	20
合　計 （うち社外役員）	10 (5)	191 (31)

（注） 1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月20日開催の第77回定時株主総会において、年額３億５千万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第70回定時株主総会において、年額４千万円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年６月18日開催の第79回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外役員に関する事項

１．取締役　髙橋　浩

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会18回（書面決議の１回を除く）のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

２．取締役　山崎　正之

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会18回(書面決議の１回を除く)のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

３．常勤監査役　福本　啓介
1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。
2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。
3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会18回(書面決議の１回を除く)のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、14回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。
5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

４．監査役　松本　充功
1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
菱信データ株式会社の代表取締役社長であります。
なお、当社は菱信データ株式会社との間に取引関係はありません。
2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。
3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会18回(書面決議の１回を除く)のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、14回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活

かした発言を積極的に行いました。

5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．監査役　大塚　啓一

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

大塚公認会計士事務所代表であります。

なお、当社は大塚公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4)当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会18回(書面決議の１回を除く)のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、14回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成26年４月10日最終改正）等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、当社定款に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は、以下のとおりであります。(最終改定　平成28年３月22日)

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、当社の取締役及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則を制定し、それに基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりコンプライアンスに関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。また、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役及び使用人の法令・定款等の違反行為に対しては、リスク・コンプライアンス委員会の勧告に基づき厳正に処分を行います。内部監査部門による監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行います。

社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化、決議の公平性と透明性を図ります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び使用人の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監視します。

監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めます。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行います。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力による不当要求がされた場合には、総務部門を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対処します。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書その他の取締役の職務の執行に関わる文書等は、法令及び文書記録管理規則に基づき、適切に保存、管理を行います。取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とします。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示します。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行います。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりリスク管理に関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。

大規模災害の発生に備え、災害時緊急対応マニュアルを制定し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置する等、意思決定を迅速化します。執行役員会は代表取締役社長の業務執行を補佐するため、検討・決議を行います。

会社の組織機能や運営基準を経営組織規則及びグループ職務分掌規則に定め、業務を効率的に遂行します。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制を明確にするとともに、決裁規則に基づき、当社における事前承認事項及び報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングします。

子会社は、経営目標や経営課題の達成状況をグループ経営会議において当社に対し報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が適宜把握できる体制とします。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、グループ内で発生することが想定されるリスクを把握し管理する体制を整備します。

子会社は、リスク管理に関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制とします。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督します。

子会社の意思決定について、グループ会社管理規則及び決裁規則に明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行います。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、子会社の取締役等及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

子会社はコンプライアンスに関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については、当社の取締役会において、報告、審議する体制とします。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命ずることができます。監査役よりその職務を補助すべきその他の補助者の配置の求めがあった場合は、監査役と協議のうえ人選を行います。

監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得るものとします。

監査役の補助者は、その職務を遂行するに当たって、監査役の指揮、命令にのみ服します。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

当社は、監査役を通報窓口とする内部通報制度の運用により、法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに直接又は当社の子会社担当部署を通じて当社の監査役に報告します。

当社は、内部通報制度の適用先に重要な子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

監査役は、当社及び子会社の取締役等又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負いません。

社内通報規則に基づき、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社及び内部通報制度が適用される重要な子会社に明示し、周知徹底します。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。

監査役が、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ適宜に意見交換できる体制を確保します。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、当社及びグループ各社の取締役及び従業員に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針について、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を配布しました。

弁護士を講師として役員向けのコンプライアンス研修を実施し、また、当社グループ国内各社の従業員を対象に、コンプライアンス行動指針に関する勉強会を実施しました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、社内通報やリスク管理・コンプライアンスに関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半期ごとに取締役会に対し、コンプライアンスの状況やコンプライアンスリスクの管理状況について報告を行いました。

業務監査室による労務や情報管理等の内部監査を実施し、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しました。

取締役会の監督機能の強化を目指し、取締役会の下部委員会として社外取締役を委員長とする任意の指名委員会を適宜開催しました。

７件の社内通報が寄せられましたが、すべて軽微な内容で適正に処理を行いました。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応をコンプライアンスリスクとしてとらえ、リスク・コンプライアンス委員会にて検討を行い、取引先との購買基本契約や秘密保持契約に反社会的勢力排除条項を追加するなどの対応を進めました。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる文書等は、所管部署が適切に保存、管理を行いました。また、株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて随時閲覧しました。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を行い、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備に努めました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理に関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半年ごとに取締役会に対し、リスク管理の状況について報告を行いました。

大規模災害の発生に備え、部品材料等のサプライチェーンの状況について、適宜把握・管理できる体制を整備し、運用しました。また、大規模地震の発生を想定した避難訓練を本社及び工場にて実施しました。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行の責任を明確化しました。また、決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行う等、意思決定を迅速化しました。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理しました。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制・報告事項を明確にしており、子会社の重要な意思決定については、当社の決裁規則に基づき、当社の所管部署を通じて、事前承認申請又は報告を受けました。

また、子会社は、経営目標や経営課題の達成状況を、当社が原則として四半期ごとに開催するグループ経営会議その他の会議において報告しました。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、リスク管理の状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

海外子会社は、グループ経営会議において、四半期ごとにリスクの認識とその管理状況について報告を行いました。

子会社のリスク管理に関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び幹部社員を子会社に派遣し、取締役や主要な管理職に就任させることにより、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督、補助しました。

子会社はその意思決定に当たり、当社のグループ会社管理規則及び決裁規則に基づき、所管部署を通じて、重要性に応じ事前承認申請又は報告を行いました。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、グループ各社の取締役及び従業員に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針などについて、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を現地語に翻訳、配布するなど、その浸透を図りました。

子会社は、コンプライアンスの状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

子会社のコンプライアンスに関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

財務報告に係る内部統制に関し、タイ子会社の TBKK (Thailand) Co., Ltd. について、業務監査室による業務処理統制に関する現地指導を行いました。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から特段の要請はありませんでした。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた事項について、速やかに監査役に報告しました。

監査役を通報窓口とする社内通報制度の運用により、社内通報に関し、監査役への適切な報告体制を確保しました。社内通報規則に基づき、社内通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをすべての従業員に対し周知徹底を図りました。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用について、監査役の請求に基づき速やかに処理を行いました。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、監査役は、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、業務監査室長とそれぞれ適宜に意見交換を行いました。

監査役会の要請により、監査役会、監査役会と会計監査人との意見交換、監査役会と社外取締役との意見交換の開催時に業務監査室長が同席するなど、監査役に対し、コンプライアンスやリスク管理の状況、内部監査の状況、財務報告に係る内部統制の評価状況等について、業務監査室長が適宜情報提供や意見交換を行いました。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、長期的に安定した収益基盤・健全で効率的な財務基盤を確立したうえで、安定配当の継続と収益状況に応じた利益還元をすることを基本方針としております。

上記方針のもと、剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に、中長期的な収益状況を勘案したうえで、配当性向30%を目指してまいります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、平成30年５月11日開催の取締役会において１株につき８円とさせていただきました。

すでに平成29年12月５日に実施済みの中間配当金１株当たり８円と合わせまして、年間配当金は１株当たり16円となります。

(9) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,202**	**流動負債**	**17,825**
現金及び預金	3,011	支払手形及び買掛金	4,582
受取手形及び売掛金	12,978	電子記録債務	2,881
電子記録債権	1,139	短期借入金	6,352
たな卸資産	4,824	リース債務	226
未収還付法人税等	845	未払法人税等	127
繰延税金資産	302	賞与引当金	828
その他	1,106	役員賞与引当金	30
貸倒引当金	△6	製品保証引当金	74
固定資産	**32,283**	設備関係支払手形	651
〔有形固定資産〕	**25,845**	その他	2,071
建物及び構築物	6,788	**固定負債**	**7,702**
機械装置及び運搬具	13,127	長期借入金	3,338
土地	3,397	リース債務	558
建設仮勘定	1,151	繰延税金負債	713
その他	1,381	退職給付に係る負債	3,055
〔無形固定資産〕	**730**	その他	35
ソフトウエア	276	**負債合計**	**25,527**
のれん	225	**純資産の部**	
その他	229	**株主資本**	**28,790**
〔投資その他の資産〕	**5,707**	資本金	4,617
投資有価証券	3,858	資本剰余金	252
関係会社出資金	1,095	利益剰余金	23,958
長期貸付金	346	自己株式	△38
繰延税金資産	297	**その他の包括利益累計額**	**1,604**
その他	122	その他有価証券評価差額金	1,378
貸倒引当金	△12	土地再評価差額金	△392
		為替換算調整勘定	1,081
		退職給付に係る調整累計額	△463
		非支配株主持分	**565**
資産合計	**56,486**	**純資産合計**	**30,959**
		負債・純資産合計	**56,486**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**51,353**
売上原価		**45,291**
売上総利益		**6,061**
販売費及び一般管理費		4,164
営業利益		**1,897**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	74	
為替差益	188	
持分法による投資利益	245	
その他	90	614
営業外費用		
支払利息	293	
その他	61	355
経常利益		**2,156**
特別利益		
固定資産売却益	1,169	1,169
特別損失		
固定資産売却損	45	
固定資産廃棄損	15	
減損損失	1,170	
事業再編損	333	
仕損費用	85	1,650
税金等調整前当期純利益		**1,675**
法人税、住民税及び事業税	377	
法人税等調整額	186	563
当期純利益		**1,111**
非支配株主に帰属する当期純利益		78
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,033**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,617	259	22,873	△36	27,713
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△469		△469
親会社株主に帰属する当期純利益			1,033		1,033
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△6			△6
土地再評価差額金の取崩額			504		504
合併による増加			16		16
新規連結子会社が所有する親会社株式				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△6	1,085	△2	1,076
当連結会計年度末残高	4,617	252	23,958	△38	28,790

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,164	112	735	△389	1,622	515	29,851
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△469
親会社株主に帰属する当期純利益							1,033
自己株式の取得							△0
連結子会社株式の取得による持分の増減							△6
土地再評価差額金の取崩額							504
合併による増加							16
新規連結子会社が所有する親会社株式							△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	213	△504	346	△74	△18	49	30
当連結会計年度変動額合計	213	△504	346	△74	△18	49	1,107
当連結会計年度末残高	1,378	△392	1,081	△463	1,604	565	30,959

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,016**	**流動負債**	**9,336**
現金及び預金	1,217	支払手形	10
受取手形	8	電子記録債務	2,881
電子記録債権	1,091	買掛金	3,538
売掛金	7,507	短期借入金	1,450
たな卸資産	1,125	１年以内に返済予定の長期借入金	356
前払費用	33	リース債務	32
未収入金	1,898	未払金	254
未収還付法人税等	843	未払費用	162
関係会社短期貸付金	209	未払法人税等	15
繰延税金資産	78	前受金	2
その他	8	預り金	49
貸倒引当金	△6	賞与引当金	288
固定資産	**18,692**	役員賞与引当金	30
〔有形固定資産〕	**5,019**	製品保証引当金	20
建物	2,058	設備関係支払手形	233
構築物	311	その他	10
機械及び装置	1,196	**固定負債**	**1,541**
車両運搬具	0	長期借入金	262
工具、器具及び備品	377	リース債務	48
土地	587	繰延税金負債	311
建設仮勘定	486	退職給付引当金	919
〔無形固定資産〕	**214**	**負債合計**	**10,878**
ソフトウエア	212	**純資産の部**	
その他	2	**株主資本**	**20,922**
〔投資その他の資産〕	**13,457**	**資本金**	**4,617**
投資有価証券	3,602	**資本剰余金**	**250**
関係会社株式	4,098	資本準備金	250
関係会社社債	683	その他資本剰余金	0
関係会社出資金	1,141	**利益剰余金**	**16,092**
関係会社長期貸付金	4,452	利益準備金	448
その他	87	その他利益剰余金	15,643
貸倒引当金	△329	特別償却準備金	56
投資損失引当金	△278	別途積立金	2,000
		繰越利益剰余金	13,586
		自己株式	**△36**
		評価・換算差額等	**907**
		その他有価証券評価差額金	1,364
		土地再評価差額金	△456
		純資産合計	**21,830**
資産合計	**32,708**	**負債・純資産合計**	**32,708**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**31,407**
売上原価		**29,522**
売上総利益		**1,885**
販売費及び一般管理費		1,689
営業利益		**196**
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	987	
為替差益	31	
その他	27	1,101
営業外費用		
支払利息	18	
支払手数料	26	
その他	6	51
経常利益		**1,246**
特別利益		
固定資産売却益	29	29
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	0	
関係会社株式評価損	643	
貸倒引当金繰入額	317	962
税引前当期純利益		**313**
法人税、住民税及び事業税	△159	
法人税等調整額	120	△38
当期純利益		**352**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,617	250	0	401	73	2,000	13,734	△36	21,040
当期変動額									
利益準備金の積立				46			△46		－
特別償却準備金の取崩					△16		16		－
剰余金の配当							△469		△469
当期純利益							352		352
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額	－	－	－	46	△16	－	△147	△0	△117
当期末残高	4,617	250	0	448	56	2,000	13,586	△36	20,922

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,142	△456	685	21,726
当期変動額				
利益準備金の積立				－
特別償却準備金の取崩				－
剰余金の配当				△469
当期純利益				352
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	221	－	221	221
当期変動額	221	－	221	104
当期末残高	1,364	△456	907	21,830

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

株式会社ＴＢＫ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　端　美　穂　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＢＫの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＢＫ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

株式会社ＴＢＫ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　端　美　穂　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＢＫの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、海外を含む子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月10日

株式会社ＴＢＫ　監査役会
常勤監査役　福本啓介 ㊞
監査役　松本充功 ㊞
監査役　大塚啓一 ㊞

（注）常勤監査役福本啓介、監査役松本充功及び監査役大塚啓一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

現在の取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、１名減員の取締役６名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	きし　たか　あき 岸　高　明 （昭和28年７月１日生）	昭和52年10月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員品質保証部長、品質管理部担当 平成21年10月　当社執行役員営業部長 平成24年６月　当社取締役執行役員第一営業部長、第二営業部担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員第一営業部長、国内事業部門統括 平成26年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	27,600株
	（選任理由） 岸高明氏は、当社の代表取締役社長を務め、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しております。平成26年４月に代表取締役社長に就任以来、売上高の拡大に努めるなど、豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重 要 な 兼 職 の 状 況）</th><th>所有する当
社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>やま　だ　けん　じ
山　田　健　次
（昭和30年５月29日生）</td><td>平成22年４月　当社入社
平成22年８月　当社執行役員総務部長
平成25年６月　当社取締役執行役員総務部長、業務監査室担当
平成28年４月　当社取締役常務執行役員総務部長、企画・管理部門統括
平成29年４月　当社取締役常務執行役員、企画・管理部門統括
現在に至る</td><td>20,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
山田健次氏は、当社並びに銀行での経営企画部門及びリスク・コンプライアンス部門の責任者を務めるなど、経営及び財務、コンプライアンスの豊富な経験・実績・知見を有しており、当社グループの経営の推進及びコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>あ　ず　はた　さとし
小 豆 畑　智
（昭和30年４月14日生）</td><td>昭和49年３月　東京精工株式会社入社
平成26年４月　当社執行役員生産管理部長
平成27年４月　当社執行役員生産管理部長、営業部門担当
平成27年７月　当社執行役員、営業部門・生産管理部担当
平成28年４月　当社執行役員、国内営業部門・生産管理部担当
平成28年６月　当社取締役執行役員、国内営業部門・生産管理部担当
平成30年４月　当社取締役常務執行役員、国内・海外営業部門・生産管理部担当
現在に至る</td><td>7,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
小豆畑智氏は、営業部門、生産管理部門での幅広い経験を有しており、生産を管理する基幹システムの刷新に貢献するなど、営業・生産管理に関する経験・実績・知見を有しております。当社グループの売上拡大、生産効率化などに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	佐藤（さとう） 勉（つとむ） （昭和34年９月１日生）	昭和55年４月　当社入社 平成24年12月　TBK America, Inc. 専務取締役 平成27年４月　当社執行役員福島工場長・製造部長、生産準備室担当 平成28年４月　当社執行役員福島工場長・製造部長、国内工場統括、生産準備室担当 平成29年４月　当社執行役員福島工場長、国内工場統括、品質部門・生産準備室担当 平成29年６月　当社取締役執行役員福島工場長、国内工場統括、品質部門・技術部門・生産準備室担当 平成30年１月　当社取締役執行役員福島工場長、国内・海外工場統括、国内・海外技術部門統括、製造部長、国内・海外品質部門担当、生産準備室担当 現在に至る	7,900株
	（選任理由） 佐藤勉氏は、製造部門、技術部門での幅広い経験を有するとともに、福島工場長を務めるなど、製造・技術に関する経験・実績・知見を有しており、当社グループの生産性及び品質の向上などに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	髙橋 浩（たかはし ひろし） （昭和22年２月２日生）	昭和44年４月　株式会社横浜銀行入行 平成９年６月　同行取締役 平成11年６月　同行常務執行役員 平成12年６月　株式会社京三製作所取締役 平成13年６月　同社常務取締役 平成16年６月　同社取締役常務執行役員 平成21年６月　株式会社ミクニ常勤監査役 平成21年９月　工藤建設株式会社社外取締役 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	5,200株
	（選任理由） 髙橋浩氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことにより、当社グループにおいて的確な提言・助言をいただいており、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		
6	山崎 正之（やまざき まさゆき） （昭和22年９月16日生）	昭和45年４月　株式会社太陽銀行入行 平成10年６月　株式会社さくら銀行取締役 平成13年４月　株式会社わかしお銀行常務取締役 平成15年３月　SMBC融資事務サービス株式会社代表取締役社長 平成23年４月　学校法人東京女子医科大学理事 平成25年６月　岩崎電気株式会社社外監査役 平成27年６月　当社取締役 現在に至る	3,300株
	（選任理由） 山崎正之氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことにより、当社グループにおいて的確な提言・助言をいただいており、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

（注）　１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．髙橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役候補者であります。
３．髙橋浩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
４．山崎正之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５．当社は、髙橋浩氏及び山崎正之氏との間で、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、髙橋浩氏及び山崎正之氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役松本充功氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
とおやま　あきら 遠山　彰 （昭和37年８月２日生）	昭和61年４月　東洋信託銀行株式会社入社 （現三菱UFJ信託銀行株式会社） 平成19年10月　三菱UFJ信託銀行株式会社宮崎支店長 平成22年４月　同社人事部副部長 平成24年４月　同社吉祥寺支店長 平成26年４月　同社プライベートバンキング営業部長 平成26年６月　同社執行役員プライベートバンキング営業部長 平成28年６月　菱信ディーシーカード株式会社代表取締役社長 平成30年４月　菱信データ株式会社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 菱信データ株式会社代表取締役社長	0株
（選任理由） 遠山彰氏は、長年にわたり金融機関に携わり、企業経営等の経験、幅広い知識と見識を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者としております。		

（注）　１．候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．遠山彰氏は、社外監査役候補者であります。

３．遠山彰氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

４．遠山彰氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第81回定時株主総会における補欠監査役の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
かた　やま　ひろ　あき 片山博照 （昭和26年10月26日生）	昭和60年７月　当社入社 平成16年12月　TBKK（Thailand）Co., Ltd. 常務取締役 平成20年６月　当社執行役員第一開発部長 平成22年６月　当社取締役執行役員開発管理部長、開発部門担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員海外事業部門統括、開発部門担当 平成30年４月　当社取締役参与 現在に至る	27,700株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役の選任が承認され、片山博照氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

メ　　モ

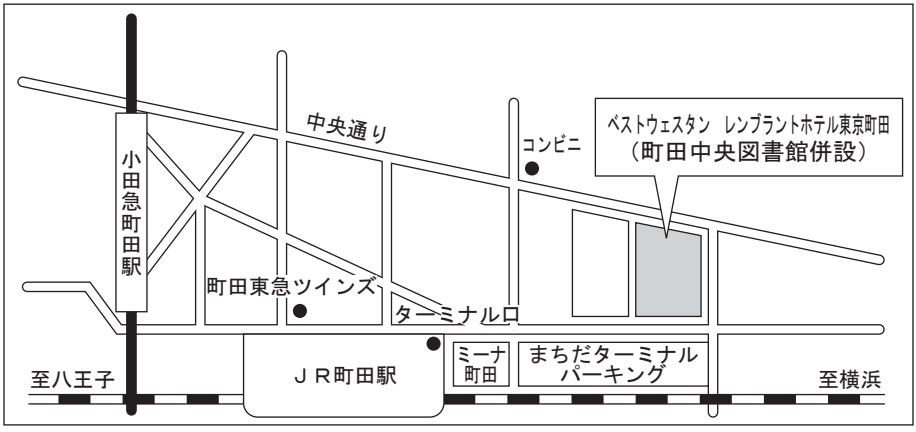
株主総会会場ご案内図

東京都町田市原町田三丁目２番９号

ベストウェスタン　レンブラントホテル東京町田

地下１階　珊瑚の間

TEL　042-724-3111



〔最寄駅〕

ＪＲ横浜線　町田駅（ターミナル口）から徒歩２分

小田急線　町田駅から徒歩約８分